

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 22 日

各都道府県 生活福祉資金貸付制度主管部局長 殿
全国社会福祉協議会事務局長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室長

緊急小口資金等の特例貸付の長期失業者等への貸付について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

緊急小口資金等の特例貸付については、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により、当面の生活費が必要な方を対象として、柔軟な貸付を行っているところです。

貸付に当たっては、収入の減少状況を確認しているところですが、長期失業中の方や内定を取り消された方など、一見して要件を満たすことが困難と考えられるケースについても、以下の確認を行い、収入の減少が確認できれば、柔軟な貸付を行うことが可能であるので、生活状況等をよく伺うなど、丁寧な対応を行っていただきたいと存じます。

〔確認のポイント〕(詳しい取扱は運用問答を参照のこと。)

- ・ 収入の減少の程度は問わないこと。(参照:運用問答、問 2-2)
- ・ 内定取消の学生の場合、実家からの仕送りや奨学金が終了したことを捉えて貸付を行うことが可能であること。(同、問2-5)
- ・ 長期失業中の方などの本人に収入減少がない場合でも、世帯主以外の世帯員が収入減少し、世帯収入が減少している場合も貸付が可能であること。(同、問2-6)
- ・ 短期就労(単発のアルバイトを含む。)による収入を捉えて、収入減少を確認することで貸付を行うことが可能であること。(同、問2-8、問17-1)
- ・ 償還能力が乏しいケースについて、償還の可能性を厳密に求める取扱とはしていないこと。(同、問27)

また、特例貸付の対象とならない場合や生活状況によっては、求職者支援訓練制度や生活保護制度などの制度を案内するなど、必要な支援につなげることが重要です。福祉事務所等との連携について

は、「緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援パッケージについて」(令和3年2月2日厚生労働省社会・援護局保護課、地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡)により、対応をお示ししておりますので、再度ご確認いただきたいと存じます。

(参考)「緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援パッケージ」(抜粋)

1. 自立相談支援機関、市区町村社会福祉協議会、福祉事務所の連携強化

- 緊急小口資金等の特例貸付が終了する方や、要保護状態にある方等に対して、切れ目なく必要な支援を届けるためには、自立相談支援機関、市区町村社会福祉協議会、福祉事務所の確実な連携が重要となる。
- 確実な連携のため、特例貸付等の支援が終了する場合には、自立相談支援機関や市区町村社会福祉協議会において、生活状況や本人の希望を確認し、求職者支援制度(ハローワーク)、生活保護(福祉事務所)へつなぐなど、対応を行うこと。また、必要に応じて、ハローワークや福祉事務所への連絡や同行、申請の支援を行うこと。
- 福祉事務所においては、市区町村社協や自立相談支援機関から紹介された借受者に対して、適切な相談対応を行うこと。特に、自動車等の保有、居住用不動産の取扱、扶養能力調査等の取扱いについて、要保護者が誤解していることで保護の申請をためらうことがないよう、必要な説明など行うこと。